

改正後	改正前
<p>第 2 章(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売)関係</p> <p>第 1 節(定義)関係</p> <p>1 法第 2 条(定義)関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所」(省令第 1 条第 6 号)について</p> <p>「その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所」とは、自動販売機の他に、例えば、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する自動車道の入口に設置されている発券機、あるいはコインロッカーや郵便差出箱など、販売業者又は役務提供事業者等による勧誘が行われることなく、購入者等の意思表示により、自動的に契約締結を行うための手続が開始される設備が設置されている場所をいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>第 2 節(訪問販売)関係(略)</p> <p>第 3 節(通信販売)関係(略)</p> <p>第 4 節(電話勧誘販売)関係(略)</p> <p>第 5 節(雑則)関係</p> <p>1 法第 26 条(適用除外)関係</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 法第 26 条第 5 項第 1 号について</p> <p>本号は、販売業者等が自らの意思に基づき住居を訪問して販売を行う</p>	<p>第 2 章(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売)関係</p> <p>第 1 節(定義)関係</p> <p>1 法第 2 条(定義)関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所」(省令第 1 条第 5 号)について</p> <p>「その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所」とは、自動販売機の他に、例えば、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する自動車道の入口に設置されている発券機、あるいはコインロッカーや郵便差出箱など、販売業者又は役務提供事業者等による勧誘が行われることなく、購入者等の意思表示により、自動的に契約締結を行うための手続が開始される設備が設置されている場所をいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>第 2 節(訪問販売)関係(略)</p> <p>第 3 節(通信販売)関係(略)</p> <p>第 4 節(電話勧誘販売)関係(略)</p> <p>第 5 節(雑則)関係</p> <p>1 法第 26 条(適用除外)関係</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 法第 26 条第 5 項第 1 号について</p> <p>本号は、販売業者等が自らの意思に基づき住居を訪問して販売を行う</p>

のではなく、消費者の「請求」に応じて行うその住居における販売等を適用除外とするものである。

このような場合は、例えば商品の売買に当たっては、

①購入者側に訪問販売の方法によって商品を購入する意思があらかじめあること

②購入者と販売業者との間に取引関係があること

が通例であるため、本法の趣旨に照らして本法を適用する必要がないためである（ただし法第3条及び第3条の2は適用される。）。購入者が、「〇〇を購入するから来訪されたい」等、「契約の申込み」又は「契約の締結」を明確に表示した場合その他、契約内容の詳細が確定していることを要しないが、購入者が契約の申込み又は締結をする意思をあらかじめ有し、その住居において当該契約の申込み又は締結を行いたい旨の明確な意思表示をした場合、「請求した者」に当たる。

商品等についての単なる問合せ又は資料の郵送の依頼等を行った際に、販売業者等より訪問して説明をしたい旨の申出があり、これを消費者が承諾した場合は、消費者から「請求」を行ったとは言えないため、本号には該当しない。

また、販売業者等の方から電話をかけ、事前にアポイントメントを取って訪問する場合も同様に本号には該当しない。

また、例えば、消費者が台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために販売業者等が来訪した際に、台所のリフォームを勧誘された場合については適用除外に当たらないと考えられる。

(11)～(13) (略)

### 第3章（連鎖販売取引）関係

1～8 (略)

9 法第37条（連鎖販売取引における書面の交付）関係

のではなく、消費者の「請求」に応じて行うその住居における販売等を適用除外とするものである。

このような場合は、例えば商品の売買にあたっては、

①購入者側に訪問販売の方法によって商品を購入する意思があらかじめあること

②購入者と販売業者との間に取引関係があること

が通例であるため、本法の趣旨に照らして本法を適用する必要がないためである（ただし法第3条及び第3条の2は適用される。）。購入者が、「〇〇を購入するから来訪されたい」等、「契約の申込み」又は「契約の締結」を明確に表示した場合、その他取引行為を行いたい旨の明確な意思表示をした場合、「請求した者」に当たる。

商品等についての単なる問合せ又は資料の郵送の依頼等を行った際に、販売業者等より訪問して説明をしたい旨の申出があり、これを消費者が承諾した場合は、消費者から「請求」を行ったとは言えないため、本号には該当しない。

また、販売業者等の方から電話をかけ、事前にアポイントメントを取って訪問する場合も同様に本号には該当しない。

また、例えば、消費者が台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために販売業者等が来訪した際に、台所のリフォームを勧誘された場合については適用除外に当たらないと考えられる。

(11)～(13) (略)

### 第3章（連鎖販売取引）関係

1～8 (略)

9 法第37条（連鎖販売取引における書面の交付）関係

(1) 法第37条第1項に規定する書面について

(イ) (略)

(ロ) 書面の記載事項について

①～③ (略)

④ 省令第28条第1項第10号の「法第34条に規定する禁止行為に関する事項」について

契約の締結について勧誘をする際又は解除を妨げるために不実のことを告げること、相手方を威迫して困惑させて契約を締結させたり解除を妨げること等が本法により禁止されている旨を記載する必要がある。具体的には、次のような記載例が考えられる。

(記載例)

当該ビジネスを行うに当たっては、相手方に以下の事項を十分説明して下さい。

①商品の種類、性能、品質等（又は権利、役務の種類及び内容）について

②入会金や商品購入等この取引に伴う負担について

③契約の解除（クーリング・オフ及び中途解約を含む。）について

④この取引において得られる利益（販売利益、ボーナス、紹介料等）について

⑤その他、この取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について

勧誘に際して、又は契約の解除を妨げるために上記の事項について、事実と異なることを告げると特定商取引に関する法律により罰せられます。

また、契約を締結させ、又は契約解除を妨げるため、相手方を威迫して困惑させること、又は②に掲げる負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、公衆の出入り

(1) 法第37条第1項に規定する書面について

(イ) (略)

(ロ) 書面の記載事項について

①～③ (略)

④ 省令第28条第1項第10号の「法第34条に規定する禁止行為に関する事項」について

契約の締結について勧誘をする際又は解除を妨げるために不実のことを告げること、相手方を威迫して困惑させて契約を締結させたり解除を妨げることが本法により禁止されている旨を記載する必要がある。具体的には、次のような記載例が考えられる。

(記載例)

当該ビジネスを行うに当たっては、相手方に以下の事項を十分説明して下さい。

①商品の種類、性能、品質等（又は権利、役務の種類及び内容）について

②入会金や商品購入等この取引に伴う負担について

③契約の解除（クーリング・オフ及び中途解約を含む。）について

④この取引において得られる利益（販売利益、ボーナス、紹介料等）について

⑤その他、この取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について

勧誘に際して、又は契約の解除を妨げるために上記の事項について、事実と異なることを告げると特定商取引に関する法律により罰せられます。

また、契約を締結させ、又は契約解除を妨げるため、相手方を威迫して困惑させると同じく特定商取引に関する法律により罰せられます。

しない場所の誘い込み、相手方が自発的に離脱できない状況で勧誘を行うようなことは、同じく特定商取引に関する法律により罰せられます。

(2)・(3) (略)

10～13 (略)

第4章 (特定継続的役務提供) 関係 (略)

第5章 (業務提供誘引販売取引) 関係 (略)

第5章の2 (訪問購入) 関係

1 法第58条の4 (定義) 関係

(1) 「購入業者」について

「購入業者」とは、物品の購入を業として営む者の意味であり、「業として営む」とは、営利の意思をもって、反復継続して取引を行うことをいう。なお、営利の意思の有無については、客観的に判断されることとなる。

(2) 「営業所等」について

(イ) 「営業所」、「代理店」について (省令第1条第1号及び第2号) は第2章第1節 (定義) 関係1 (1)を参照されたい。

(ロ) 「露店、屋台店その他これらに類する店」について (省令第1条第3号)

省令第1条第3号の「露店」とは路傍等において屋根を設けることなく購入する物品の種類を掲示して購入を行うもの等をいい、「屋台店」とは持ち運ぶように作った屋根のある台に購入する物品の種類を掲示して購入を行うもの等をいう。また、売買契約の相手方がどの物品を売却するか、物品を売却するか否かを自由に選択できる状態のもとで、購入業者が何を購入しようとしているのかが外形上明確であるようにバス、トラックに購入する物品の種類を掲示しているものであれば、「その他これらに類する店」に該当する。

(2)・(3) (略)

10～13 (略)

第4章 (特定継続的役務提供) 関係 (略)

第5章 (業務提供誘引販売取引) 関係 (略)

(新設)

(ハ) 「店舗に類するもの」について（省令第1条第5号）

上記の「営業所」、「代理店」、「露店、屋台店その他これらに類する店」は、いずれも、長期間にわたり継続して購入を行うための場所を指すものである。これに対して、省令第1条第5号の「一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの」は、これら以外の比較的短期間に設定されるものを念頭においており、①最低2、3日以上期間にわたって、②売買契約の相手方がどの物品を売却するか、また物品を売却するか否かを自由に選択できる状態のもとで、購入業者が何を購入しようとしているのかが外形上明確であるように購入する物品の種類を掲示しており、③展示場等購入のための固定的施設を備えている場所で購入を行うものをいう。

具体的には、通常は店舗と考えられない場所であっても、実態としてしばしば商品の展示と併せて物品の購入が行われている場所（ホテル、公会堂、体育館、集会所等）で前記3要件を充足する形態で購入が行われていれば、これらも店舗に類する場所での購入に該当する。

(ニ) 「その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所」（省令第1条第6号）については、第2章第1節（定義）関係1(4)を参照されたい。

(3) 「物品」について

「物品」とは有体物たる動産を指す。本章の対象となる訪問購入は、消費者被害の一層の未然防止を図るため、原則全ての物品を規制の対象とした上で、①「当該売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品」又は②「この章の規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品」であつて、政令で定めるものについては、規制の適用対象から除外する、という方式が採られている。

(イ) 政令第16条の2について

「家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く。）」及び「家具」は、売買契約の相手方がほぼ毎日使用に供するものであり、売買契約に向けた意思が確定的でないまま契約を締結してしまうおそれがないと考えられることから、①の要件を満たすといえる。なお、「携行が容易」か否かについては、購入業者が当該物品を売買契約の相手方の自宅等から引き取る際に、搬送要員等特段の準備を要することがあるか否か、によって判断される。

「自動車（2輪のものを除く。）」及び「有価証券」については、それぞれ道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、商法（明治32年法律第48号）等において流通円滑化に資する制度が設けられており、これら物品を本章の規制対象とした場合、同制度の趣旨を著しく損ねる結果となることから、②の要件を満たすといえる。なお、「物品」とは有体物たる動産を示すことから、そもそも、法の規制対象である「物品」に該当し得る有価証券は、民法（明治29年法律第89号）第86条第3項により動産とみなされる「無記名債権」に当たるもののみであり、それ以外の有価証券は、「物品」に該当し得ない。別添8「特定商取引に関する法律施行令第16条の2で規定する物品の具体例」において掲げられている有価証券の例を無記名式のものに限ることとしているのは、そのような趣旨によるものである。

「書籍」及び「レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物」については、一度に大量の個数が購入されるという商慣習があることから、②の要件を満たすといえる。

(ロ) 具体例及び「骨とう品」又は「収集品」について

政令第16条の2各号に掲げられている物品の範囲及び分類については、原則として日本標準商品分類（平成2年6月、総務庁）によってい

るが、具体例については別添8「特定商取引に関する法律施行令第16条の2で規定する物品の具体例」を参照されたい。

なお、骨とう品又は収集品として取引されるような物品（例えば、新品であった場合の販売価格以上の金額で取引されるような物品）については、政令第16条の2各号に掲げられている物品に分類される可能性がある物品であっても、「骨とう品」（日本標準商品分類上の分類コード943）又は「収集品」（同分類コード942）として規制の対象に置かれる、と解する。

(4) 訪問購入に係る売買契約を購入業者と結ぶつもりであったところ、「これは有償でない」と引き取れない」として、相手方が物品の代金を受け取るのではなく、反対に購入業者が相手方から代金を受け取って物品を引き取る場合は、当該購入業者は訪問販売取引類型における役務提供を行っている、と解する。この場合、当該購入業者は訪問販売取引に係る規制がかかることとなり、当該事業者が再勧誘や不実告知等を行った場合は、法第3条の2や第6条違反となる。

## 2 法第58条の5（氏名等の明示）関係

### (1) 「勧誘に先立つて」の解釈について

物品を購入する目的で、契約締結のための勧誘行為を始めるに先立つて、の意味である。本条を規定した趣旨は、相手方が勧誘を受けるか拒否するかを判断する最初の重要な機会を確保することであり、ここでいう「勧誘行為を始めるに先立つて」とは、相手方がそのような機会を確保できる時点と解することとなる。少なくとも、勧誘があったといえる「相手方の契約締結の意思の形成に影響を与える行為」を開始する前に所定の事項につき告げなければならない。

### (2) 「氏名又は名称」について

第2章第2節（訪問販売）関係1(2)を参照されたい。

(3) 「売買契約の締結について勧誘をする目的である旨」について

具体的な告げ方としては、「本日は、ご依頼のあった指輪の購入についてご案内にまいりました。弊社による査定後、その指輪をお売りいただくことをお勧めさせていただきます。」のような例が考えられる。

(4) 「物品の種類」について

第2章第2節（訪問販売）関係1(4)を参照されたい。

(5) 「明らかにしなければならない」について

明示の方法は、書面でも、口頭でもよいが、相手方に確実に伝わる程度に明らかにしなければならない。特に身分証明書等を携帯提示することを法上義務付けているわけではないが、できる限り身分証明書等（例えば古物営業法（昭和24年法律第108号）上の古物商に該当する場合は、同法で規定される行商従業者証）を携帯提示することが望まれる。

3 法第58条の6（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等）関係

(1) 第1項について

(イ) 「訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者」について

「勧誘の要請」とは、売買契約の相手方が、訪問購入に係る売買契約の締結の意思形成に影響を与える行為を求めることである。勧誘の要請の有無については、購入業者と相手方の言動や行為の状況等を総合的に考慮しつつ判断されることとなるが、売買契約の申込みをし又は売買契約を締結することを請求している程度に相手方の意思が確定的である必要はなく、相手方から、契約するかもしれないという意味をもって、契約の締結の意思形成に影響を与える程度に具体的な事項について照会をした場合、例えば、広告等を見た相手方から、購入業者に対して電話等により「〇〇を売りたいので、契約について話を聞きたい。」と話があったとき等は、「勧誘の要請」があったといえる。



他方、相手方が購入業者に単に査定のみを依頼した場合は、「勧誘の要請」があったとはいえない。また、一般的な事項に関する照会や資料の郵送の依頼等があったことをもって、「勧誘の要請」があったとすることはできない。購入業者から電話をかけ、訪問して勧誘を行ってよいか否かを積極的に尋ねて相手方から「勧誘の要請」を取り付けるような場合も同様である。

ある特定の物品について相手方から勧誘の要請を受けて訪問する場合であっても、その他の物品について勧誘をすること又は勧誘を受ける意思の有無を確認することは禁止される。ただし、当該規定は「営業所等以外の場所において」勧誘することを禁止する規定であることから、例えば電話での勧誘行為や、ダイレクトメールを相手方に対して送付する等の行為は妨げられるものではない。

(ロ) 「営業所等以外の場所において」について

勧誘又は勧誘を受ける意思の有無の確認が禁止される物理的範囲を示したものである。法第58条の4に規定する「営業所等以外の場所において」と同じである。

(ハ) 「勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない」について

「勧誘」とは、「訪問購入に係る相手方の契約締結の意思の形成に影響を与える行為」である。したがって、「〇〇を売ってもらえませんか。」等直接売却を勧める場合のほか、「無料で査定を行っていますが、いかがですか。」などと物品の査定を勧める場合であっても、その行為が相手方の訪問購入に係る売買契約の締結の意思の形成に影響を与えるものとなる場合には、勧誘とみなし得る。

「勧誘を受ける意思の有無を確認」とは、「当社の貴金属買取についてお話を聞いてもらえますでしょうか」などと訪問購入に係る勧誘をする前提として、相手方にその勧誘を受ける意思があるか否かを明らかに

することである。

(2) 第2項について

(イ) 「勧誘に先立つて」について

物品を購入する目的で、契約締結のための勧誘行為を始めるに先立つて、の意味である。

本条は、相手方から勧誘の要請があった場合においても、訪問購入に係る売買契約の締結に当たっては、そもそも勧誘に先立つて、相手方に勧誘を受ける意思があることを確認することを義務付けたものである。したがって、勧誘の要請を受けた購入業者は、法第58条の5に規定する氏名等の明示を行う際に、併せて勧誘を受ける意思があることの確認を行うことを想定している。

(ロ) その他の点については、別添3「特定商取引に関する法律第3条の2等の運用指針」を参照されたい。

(3) 第3項について

別添3「特定商取引に関する法律第3条の2等の運用指針」を参照されたい。

4 法第58条の7、第58条の8（書面の交付）関係

(1) 書面の交付義務者について

書面の交付は、契約の当事者である購入業者のみならず、契約締結事務を行っている者が行ってもよい。

(2) 書面の記載事項について

(イ) 法第58条の7第1号の「物品の種類」、省令第47条第4号の「物品名」、同条第5号の「物品の特徴」及び同条第6号の「物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式」は、契約した物品を特定させることを目的としている。

「物品名」は原則として固有名詞とし、そのみでは物品のイメージが不明確なものについては併せて普通名詞も記載させることとされた  
い。

「物品の特徴」とは、契約した物品を特定することができると一般的に考えられる程度の特徴を記載すれば足りる。例えば時計であれば、「茶色の皮ベルト、文字盤の「2」の部分に傷あり。文字盤の裏に「N」とイニシャル刻印あり。」等と記載されることになる。「型式」については、取引の対象となる物品に型式を認識できる記載等がある場合は、物品を特定するためにその旨を書面に記載すべきであり、また、そうした記載が無い場合であっても、例えば購入業者が「この物品は旧式なので購入価格が安くなる」と説明するなど、当該物品の型式が契約条件に影響を及ぼしている場合、購入業者は当該物品の型式を認識していると考えられることから、当該物品の型式を書面に記載すべきである。他方、物品に型式を認識できる記載等がなく、かつ当該物品の型式が契約条件に影響を及ぼしているとは考えられない場合は、必ずしも型式を記載しなければならないものではない。

なお、「物品名」と「商標」が同一である場合は「商標又は製造者名」を併せて記載する必要はない。物品における「種類」については、型式のない物品について当該物品を特定するために必要不可欠な事項があれば、これを記載することとする。また、「物品の種類」、「物品名」、「物品の特徴」及び「物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式」が同一であるといえる物品を複数購入する場合は、「物品名」にて例えば「ビーズ100個」という形で記載することは可能である。

(ロ) 法第58条の7第3号中「代金の支払の方法」として記載すべき事項は、持参・振込、現金・クレジット等の別であり、分割して代金を支払

う場合には各回ごとの支払金額、支払回数等が含まれる。

(ハ) 法第58条の7第4号中「物品の引渡時期」及び「引渡の方法」については、物品の引渡しが複数回にわたる場合は、回数、期間等が明確になるよう記載しなければならない。この場合、書面上に記載しきれない場合は、「別紙による」旨を記載した上で、法第58条の7又は第58条の8の書面との一体性が明らかになるよう当該別紙を同時に交付することとする。

(ニ) 法第58条の7第5号のいわゆるクーリング・オフに関する事項については、省令第50条に規定するところにより記載することとなる。

(3) 書面の交付時期について

法第58条の7に規定する申込みの内容を記載した書面及び法第58条の8第2項に規定する購入価格等を記載した書面は、「直ちに」交付しなければならないが、「直ちに」とは、当該申込み行為又は取引行為が完了した際その場で、という意味である。

これに対して、法第58条の8第1項に規定する契約の内容を明らかにする書面は「遅滞なく」交付すればよいが、ここで「遅滞なく」とは、通常3～4日以内と解される。

4 法第58条の9（物品の引渡しの拒絶に関する告知）関係

(1) 「売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時」

具体的には、購入業者が相手方の面前において物品の引渡しを受ける時点を指す。宅配等間接的に物品の引渡しを受ける場合には、対面によるほどの購入業者の言辞等による影響が少ないと考えられるため、本条の対象とはならない。

(2) 「第58条の14第1項ただし書に規定する場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨」

売買契約の相手方が、いわゆるクーリング・オフ期間に、契約対象となっている物品の引渡しを拒絶できることである。

(3) 「告げなければならない」

単に告げないだけでなく、虚偽の事実を告げた場合も、本条を満たさないことになる。

(4) なお、法第58条の10第4項で規定する不実告知・事実不告知の禁止においては、特に時点を限定することなく、購入業者が物品の引渡しを受けるための不実告知・事実不告知を対象とし、購入業者の故意を要件としているものであるのに対し、本条は購入業者が売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時点に限定し、不告知については故意を要するものではない。

5 法第58条の10（禁止行為）関係

(1) 法第58条の10第1項の解釈について

(イ) 「購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し」とは、購入業者が売買契約の相手方と最初に接触してから契約を締結するまでの時間的経過においてという意味である。

「申込みの撤回若しくは解除を妨げるため」とは主として法第58条の14に規定するクーリング・オフの行使を妨げる不当行為を念頭においており、相手方の正当な行為を妨害することをいう。

(ロ) 「不実のことを告げる行為」については、第2章第2節（訪問販売）関係4(1)(ロ)を参照されたい。なお、契約締結段階で告げている内容が実現するか否かを見通すことが不可能な場合であっても、告げている内容が客観的に事実と異なっていると評価できる限り不実の告知に該当する。（例えば、「近いうちに金価格は必ず暴落するので、今のうちに売ってしまった方がよいですよ。」などと告げる場合。）

(ハ) 第1号の「物品の種類及びその性能又は品質」は、当該物品を売却するに当たって、物品の価値を判断する要素となる事項である。一般には、物品の品質が類似のものと比較して優れているにもかかわらず劣っていると告げることや、根拠もなく物品の材質等について事実と異なる説明

を行うこと等は、本号に関する不実告知に該当するといえる。例えば、  
事実に反して、「この指輪の金はメッキなので購入価格が低くなってしま  
う。」と告げることは本号に該当する。

また、省令第51条の「物品の効能」、「物品の商標、製造者名及び  
販売者名」、「物品の購入数量」については、例えば、ネックレスが磁  
気を帯びており現に肩こりを緩和する効能があるにも関わらず、「この  
ネックレスにはもう磁気が無くなっており、何の効能も無い」と告げる  
こと等が本号に関する不実告知に該当する。

(ニ) 第2号の「物品の購入価格」は、例えば、「今だけ特別キャンペーン  
で高価買取しています。」と言いながら、実際にはそれが通常の購入価  
格であるような場合、「よそではもっと安く買い取られるが、うちは高  
価買取している。」と言いながら実際にはそういった価格差は存在しな  
い場合は本号に該当する。

(ホ) 第5号の「当該売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関  
する事項」とは、法第58条の14に規定するクーリング・オフに関する  
事項のほか、それ以外に契約の解除等ができる場合に関する事項や、  
その解除を行ったときの損害賠償又は違約金についての取決め等のこと  
である。

例えば、本法でクーリング・オフの期間が法第58条の8の書面（そ  
の日前に第58条の7の書面を受領した場合にあっては、その書面）の  
受領日から8日間認められているにもかかわらず、4日間と告げたり、  
クーリング・オフを申し出た売買契約の相手方に対して、「個人的な都  
合によるクーリング・オフは認められません。」、「違約金を支払って  
もらう。これは法律で決まっている。」、「既に他の人に物品を転売し  
てしまったので解除できない。」、「既に物品の転売先と契約してしま  
っているので撤回できない。」、「もうネックレスは加工してしまっ  
ているので解除できない。」等と告げることが本号に関する不実告知に該

当する。

(ハ) 第6号の「物品の引渡しの拒絶に関する事項」は、法第58条の15において、売買契約の相手方はクーリング・オフ期間は物品の引渡しを拒絶することが認められているにも関わらず、例えば、「契約締結をしたら、すぐに物品を引き渡さないといけない。引き渡さないと、損害賠償を請求させてもらうことになる。」等と告げることが本号に関する不実告知に該当する。

(ト) 第7号の「顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項」については、例えば、事実に反して、「各家庭で保有している金に対して、今度多額の税金が課せられることになった。このまま金を保有していたら、税金をたくさん取られるかもしれない。」等と告げることが本号に関する不実告知に該当する。

(チ) 第8号の「前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」は、顧客等が契約を締結する場合又は申込みの撤回若しくは解除をする場合の意思形成に対して重大な影響を及ぼす事項であつて、第1号から第7号までに該当しないものをいい、契約の内容のみならず、当該契約に関連のある事項が広く対象となる。例えば、事実に反して、警察署等の公的機関から消費者保護の観点から適正な取引を行っている購入業者として認可を得ている業者であるかのように告げること（注：古物営業法の法目的は盗品の流通防止であり、古物営業法上許可を得ている古物商であることをもって、消費者保護の観点から適正な取引を行っている購入業者である、ということとはできない。）や、「ご近所はみんな売ってくれましたよ。」と告げて訪問購入に係る売買契約の勧誘を行うことは本号に該当する。

(2) 法第58条の10第2項の解釈については、第2章第2節（訪問販売）関係4(2)を参照されたい。なお、「故意に事実を告げない行為」について

は、例えば購入業者が指輪を買い取るに当たり、物品の代金の支払い方法について、会社の方針で振込みでしか行うことができないにも関わらず、その旨を告げないこと等が考えられる。

(3) 法第58条の10第3項の解釈については、第2章第2節（訪問販売）関係4(3)を参照されたい。なお、具体的にはどのような行為が該当するかについては個々の事例について、行為が行われた状況等を総合的に考慮しつつ判断すべきであるが、次のような事例が該当するものと考えられる。

(イ) 契約を締結させるための例

① 「売ってくれないと困る。」と声を荒らげられて、誰もいないのでどうしてよいかわからなくなり、早く帰ってもらいたくて契約してしまった。

② 勧誘の際に殊更に入墨を見せられ、怖くなって話を切り上げられなくなってしまった。

(ロ) 契約の申込みの撤回又は解除を妨げるための例

クーリング・オフしたいと思って電話したところ、「クーリング・オフしたら現住所に住めなくしてやる。」と言われ、不安になってクーリング・オフの行使を思いとどまった。

(4) 法第58条の10第4項の解釈について

本項における「故意」とは、同条第2項と同様に、「当該事実が当該売買契約の相手方の不利益となるものであることを知っており」、かつ、「当該売買契約の相手方が当該事実を認識していないことを知っていること」をいう。「故意に事実を告げない行為」をもって足り、相手方が錯誤に陥り、当該物品を引き渡したことは必要としない。

「故意に事実を告げない行為」については、例えば、クーリング・オフ期間内であれば売買契約の相手方は引渡しの拒絶ができることを知っているにも関わらず、相手方が「できれば、家族が集まる週末まで物品を手元に置いておきたいが、いつまでに物品を引き渡したらいいのか」と尋ねた



際に、「どうですかねえ。」等とクーリング・オフ期間は引渡しの拒絶を相手方ができる旨を告げないこと等が考えられる。

(5) 法第58条の10第5項の解釈については、第2章第2節（訪問販売）関係4(3)を参照されたい。なお、具体的にはどのような行為が該当するかについては個々の事例について、行為が行われた状況等を総合的に考慮しつつ判断すべきであるが、例えば、「契約締結後すぐに物品を引き渡してくれないと困る。」と声を荒らげられて、誰もいないのでどうしてよいかわからなくなり、早く帰ってもらいたくて物品を引き渡してしまった場合等が該当すると考えられる。

#### 5. 法第58条の11（第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知）関係

(1) 「売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは」について

購入業者が売買契約の相手方から物品の引渡しを受けることが前提となっている。また、物品の引渡しを行えば足りるのであって、その引渡しの理由が売買契約に限られるものではない。

(2) 「法第58条の14第1項ただし書に規定する場合を除き」について

売買契約の相手方が、第58条の14第1項に規定するクーリング・オフができる場合の意である。よって、相手方が法定書面を受領した日から起算して8日間であるが、相手方が法定書面を受領していない場合や、クーリング・オフを妨害するための不実を告げられたことで誤認をしているような場合には、その期間は延長されることとなる。

(3) 「その旨及びその引渡しに関する事項」について

「その旨」とは、当該物品を第三者に引き渡したことを指す。また、「その引渡しに関する事項」とは、省令第52条で規定する事項を指す。同条第2号から第6号までについては、第5章の2（訪問購入）関係4(2)(イ)

を参照されたい。

同条第7号の「参考となるべき事項」は、購入業者から第三者への転売価格や第三者による物品の使用用途（例：原材料とする。）等を必要に応じて記載することを想定している。例えば、貴金属の訪問購入取引においてしばしば見受けられるように、第三者が貴金属の加工業者であって、原材料として当該物品を使用することが想定される等、仮に売買契約の相手方がクーリング・オフをしたとしても、物品自体が加工され原型を留めていないために、物品を取り戻す見込みがないか、著しく困難といえる事情がある場合等であれば、転売価格を記載すべきといえる。

(4) 「遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならない」について

「遅滞なく」とは通常、3～4日以内と解される。また、通知の方法については、書面により通知の到達が遅くなることも勘案し、その手段を問うものではない。しかしながら、売買契約の相手方になるべく早く、かつ通知事項を確実に伝えなければならない。

6 法第58条の11の2（物品の引渡しを受ける第三者に対する通知）関係

(1) 「第58条の14第1項ただし書に規定する場合以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは」について

売買契約の相手方が、第58条の14第1項に規定するクーリング・オフができる場合に、購入業者が第三者に当該物品を引き渡すとき、の意である。よって、相手方が法定書面を受領した日から起算して8日間であるが、相手方が法定書面を受領していない場合や、クーリング・オフを妨害するための不実を告げられたことで誤認をしているような場合には、その期間は延長されることとなる。

(2) 「主務省令で定めるところにより、同項の規定により当該物品の売買契約が解除された旨又は解除されることがある旨」について

省令第53条に規定する事項を書面で通知する必要がある。

同条第2項第7号から第10号までについては、第5章の2（訪問購入）関係4(2)(イ)を参照されたい。また、通知書面は省令の様式第5（売買契約の相手方が法第58条の14第1項の規定によるクーリング・オフをまだしていない場合）又は第5の2（既にクーリング・オフしている場合）を用いること、とされている。

なお、購入業者は第三者に対し、第三者の氏名や住所等が契約の相手方に対して通知される旨を口頭でも告げることが望まれる。

## 7 法第58条の12（指示）関係

### (1) 法第58条の12第1号の解釈について

本号は、購入業者が行う民事上の債務不履行についての規定である。

(イ) 「売買契約の解除によつて生ずる債務」とは、購入業者の原状回復義務であり、当該物品の引渡しを既に受けている場合における当該物品の返還義務等である。

(ロ) 「履行の拒否」については、第2章第2節（訪問販売）関係6(1)(ロ)を参照されたい。

(ハ) 「不当に遅延」については、解除がなされた時に直ちに本号違反状態となるものではなく、返還すべき物品の搬送に要する合理的期間等社会通念上認められた猶予期間の間は、本号違反にはならない（ただし、この猶予期間は、客観的に判断されるものであって、購入業者の独自の事情のみによって左右されるものではない。）。また、同時履行の抗弁権がある等購入業者に正当事由がある場合はこれに該当しない。

### (2) 法第58条の12第3号の解釈について

省令第54条において具体的な禁止行為が規定されている。

(イ) 第1号については、第2章第2節（訪問販売）関係6(3)(イ)を参照されたい。

(ロ) 第2号については、第2章第2節（訪問販売）関係6(3)(ロ)を参照されたい。例えば、重度の認知障害が発生している者に対し、その住居に1着しかない冬用のコートを売却するよう強いる行為は、本号に該当する可能性が高い。

(ハ) 第3号

本号は、いわゆる適合性原則を定めたものである。具体的には、購入業者が顧客に対して、その物品に関する知識や経験の不足につけ込む勧誘を行うことは本号に該当する。

例えば、切手収集が趣味だった亡父の切手を譲り受けたものの、切手に全く詳しくない息子に対し、購入価格決定の根拠となる当該切手の有する価値に関して何ら説明せず、自宅にある切手を全て売却する契約を締結するよう勧誘する行為は、本号に該当する可能性が高い。

(ニ) 第4号及び第5号については、第2章第2節（訪問販売）関係6(3)(ニ)及び(ハ)を参照されたい。

8 法第58条の14（契約の申込みの撤回等）関係

(1) 法第58の14第1項の解釈について

(イ) ① 「第58条の8の書面を受領した日（その日前に第58条の7の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）」とは、クーリング・オフができる旨及びその方法について記載された書面（法第58条の7又は第58条の8の書面）を受領した日のことである。したがって、購入業者がこれらの書面を交付しなかった場合は、クーリング・オフの起算日は進行しないことになる。（すなわち、クーリング・オフをする権利が売買契約の相手方側に留保されていることになる）。

また、これらの書面に重要な事項が記載されていない場合も、クーリング・オフの起算日は進行しないと解される。特に、クーリング・

オフができる旨が記載されていない等クーリング・オフに関する記載事項が満たされていない書面は、法第58条の14第1項にいう「法第58条の7又は第58条の8の書面」とは認められない。

② しかしながら、法第58条の4の政令で定める物品を購入するとき又は法第58条の17で定める訪問購入に該当するときなどに、クーリング・オフができない旨が記載されていないことをもって、クーリング・オフが可能となるわけではない。

(ロ) 法第58条の14第1項但し書きの解釈について

① 「誤認」とは、違うものをそうだと誤って認めることをいう。例えば、購入業者が「これは特別な契約なのでクーリング・オフできない」等と虚偽の説明をしたことにより、その売買契約の相手方が「この契約はクーリング・オフできない」という認識を抱いた場合には、その相手方は「誤認」しているといえる。

② 省令第55条は、購入業者のクーリング・オフ妨害行為があった場合の書面の交付について、当該書面の記載事項、様式のほか、交付の際の事業者の説明義務を定めている。

購入業者は、上記書面を交付するとすぐに、売買契約の相手方がその書面を見ていることを確認した上で、「これから8日経過するまではクーリング・オフできる」こと等を消費者に口頭で告げる必要がある。

(2) 法第58の14第3項の解釈について

(イ) 「第三者」について

クーリング・オフ前に転売等により物品の引渡しを受けた第三者について定めたものである。「第三者」とは、当事者（当該売買契約に係る購入業者及びその契約の相手方）及びその包括承継人以外の者で、当該契約が結ばれたことによって生じた法律関係に対して、当該契約の申込みの撤回等を主張する者と矛盾する権利関係を新たに持つに至った者の

ことである。

(ロ) 「対抗することができる」について

悪意又は過失ある第三者に物品が引き渡されていた場合に、売買契約の相手方が物品の所有権を対抗することができ、物品の返還を求めることができることを認めたものである。当該第三者が物品を損壊してしまった場合等は、物品の返還は履行不能となるが、その場合、売買契約の相手方が購入業者に対して金銭賠償等を請求することとなる。

(ハ) 「ただし、第三者が善意であり、かつ、過失がないときは、この限りでない」について

売買契約の相手方からの第三者への物品返還請求に対し、善意無過失の第三者が抗弁できるための規定であると同時に、相手方の立証責任を第三者に転換したものである。なお、「善意であり、かつ、過失がない」とは、第三者が引渡しを受けた物品が、訪問購入によるもので、クーリング・オフされる物品であることを過失なく知らない、ということである。「過失」とは、一般的に、損害発生危険を予見できるのに予見しなかったこと及びこれを回避する行為義務を怠ったことがその要素として認められるとされているが、個々の取引当事者の属性や商慣行、取引状況等から柔軟に判断されることとなる。例えば、購入を業としている第三者が、訪問購入を業としている従来からの取引先である売主から物品を購入するような場合には、当該物品がクーリング・オフされるかもしれないという予見可能性が発生し、取引先である売主にその旨を確認する等してトラブルの発生を回避することはできるものと考えられる。

(3) なお、当然のことながら売買契約の対象となる物品が既に購入業者に引き渡されており、かつクーリング・オフが行われた場合、物品の返還費用は物品の返還義務を負う購入業者が負担することとなる。

9 法第58条の15（物品の引渡しの拒絶）関係

(1) 「申込者等である売買契約の相手方」について

法第58条の14第1項に規定する申込みの撤回等を行う者のことである。物品の引渡しに係る債務は、売買契約締結後にしか発生しないため、本条の主体としては「売買契約の相手方」と限定したものである。

(2) 「前条第1項ただし書に規定する場合を除き」について

いわゆるクーリング・オフができる期間のことである。物品の引渡しに係る債務の発生は、契約締結後であるところ、申込みの書面を受領した場合は、申込み時点では物品の引渡しに係る債務は発生していないものの、本条はクーリング・オフの実効性を担保するための規定であるため、契約の熟慮期間であるクーリング・オフと同じ期間とすることとしている。

(3) 「引渡しの期日の定めがあるときにおいても」について

当事者間で特約がある場合であっても、本条が強行規定としての効力があることを示すものである。

(4) 「物品の引渡しを拒むことができる」について

売買契約の相手方が物品の引渡しを拒むことができることを規定しているのみであって、相手方自らの意思としてクーリング・オフ期間経過前に物品を引き渡す意思がある場合の物品の引渡しを禁止したものではない。

(5) なお、売買契約の相手方が物品の引渡しを拒絶した場合、特約がない限り、同時履行の抗弁権によって購入業者は売買契約の相手方からの代金請求を拒むことができる。

10 法第58条の16（損害賠償等の額の制限）関係

(1) 本条の「売買契約についての代金」及び「物品の購入価格」とは、代金の受領方法が分割の場合は、契約に基づき売買契約の相手方が受領する金銭の合計額のことである。

(2) 法第58条の16第1項第2号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」について

「契約の締結のために通常要する費用」としては、書面作成費等、「契約の履行のために通常要する費用」としては、物品の引取りの費用、催告費用等があるが、このために現実に要した費用ではなく、業界の平均費用が標準となり、当該契約のみに特別に費用をかけた場合でも、それをそのまま請求することはできない。

(3) 法第58条の16第2項第1号の「物品の通常の使用料の額」について「物品の通常の使用料の額」とは、業界の平均が基準となる趣旨である。

当該物品について、賃貸借が営業として行われていれば、その賃貸料が一応の目安となろうが、そのような営業が行われていない場合は、当該物品の減価償却費、マージン、金利等を考慮した合理的な額でなければならない。

具体的な使用料については、物品によっては当該物品を販売する業界において、標準的な使用料率が算定されているものもあるので、それを参考とされたい。業界において算定されていない場合は、当該購入業者が請求する損害賠償等の額の積算根拠を確認し、その妥当性を個別に判断する必要がある。

(4) 合意に基づく解除の場合の法第58条の16第1項の適用について

本項は、約定解約の場合についての規定であり、合意により契約の解除がなされた場合は、本項は適用されないが、このような場合であっても本項に準じて取り扱うよう指導されたい。

#### 1.1 法第58条の17（適用除外）関係

(1) 法第58条の17第1項第1号について

本号の趣旨は、契約の目的・内容が営業のためのものである場合に本法が適用されないという趣旨であって、契約の相手方の属性が事業者や法人である場合を一律に適用除外とするものではない。一見事業者名で契約を行っていても、契約対象となる物品が、事業用というよりも主として個人



用に使用されてきたものであった場合は、原則として本号に該当せず、本法は適用される。本号に該当する場合としては、例えば、飲食店を営む者が、店を改装する際に店で使用していた食器や調理器具等を売却する場合等が考えられる。

(2) 法第58条の17第2項第1号について

本号は、購入業者が自らの意思に基づき住居を訪問して購入を行うのではなく、相手方の「請求」に応じて行うその住居における購入を適用除外とするものである。

このような場合は、例えば物品の売買に当たっては、

- ① 相手方に訪問購入の方法によって物品を売却する意思があらかじめあること
- ② 相手方と購入業者との間に取引関係があること

が通例であるため、本法の趣旨に照らして本法を適用する必要がないためである（ただし法第58条の5、法第58条の6第2項及び同条第3項は適用される。）。相手方が「〇〇を△△円で売却するから来訪されたい」等、「契約の申込み」又は「契約の締結」を明確に表示した場合の他、契約内容の詳細が確定していることを要しないが、相手方が契約の申し込み又は締結をする意思をあらかじめ有し、その住居において当該契約の申し込み又は締結を行いたい旨の明確な意思表示をした場合、「請求した者」に当たる。例えば、相手方が「いくらでも良いので、当該物品を買い取って欲しい。」と言う場合や、事前に当該購入業者から当該物品の購入価格を聞いており、相手方が「あの価格であれば売りたいので来訪されたい。」と契約締結の請求をする場合である。

この他、購入業者が事前に提示した購入価格に幅がある場合、当該範囲内の価格であれば契約を締結したい旨を相手方が請求した場合も同様に本号に該当するものと解される。しかし、購入業者が当該物品について適正とは言い難い価格幅を提示する等、実質的には購入価格について相手方が

何ら同意をしていないと言える場合まで本号に該当するとはいえない。また、購入価格について事前に相手方の同意を得ていても、訪問後に手数料や搬出料といった別の費用を相手方に請求することにより、実質的には購入価格を減額させるような場合や、訪問購入の方法等についての単なる問合せ又は資料の郵送の依頼等を行った際に、購入業者より訪問して説明をしたい旨の申出があり、これを相手方が承諾した場合、「見積もりをして欲しいので来訪されたい。」と相手方が明確な取引意思を有しないまま、契約準備に当たる行為のために購入業者に自宅への来訪を求めた場合は、本号には該当しない。

また、例えば、相手方が着物に関しての売買契約の締結を請求し、その契約締結のために購入業者が来訪した際に、指輪の売却を勧誘された場合については、適用除外に当たらないと考えられる。

### (3) 法第58条の17第2項第2号について

#### (イ) 政令第16条の3第2号及び第3号の「取引」について

「取引」には、本法の規制を受ける取引のみに限られず、業として行うものであれば、例えば本法の規制を受けない、営業所等における物品の購入等も含まれる。

政令第16条の3第2号及び第3号の適用に当たって基礎となる取引の実績は、これらの態様であれば過去の取引実績により信頼関係が形成され、問題を引き起こすことはないと考えられるためであるから、原則として、購入業者と売買契約の相手方の双方に当該取引についての認識があることが必要である。したがって、仮に相手方が過去に当該購入業者の店頭において低廉な物品を売却した実績があるとしても、その場合は、両者にその認識がないのが通常であろうから、実際には、ある程度高額な物品を取引した場合等が該当することとなる。

また、過去に契約が締結された事実があってもクーリング・オフがなされたり、紛争になっていたものについては、過去の取引実績とは認められ

ない。

「(当該取引について法第58条の7から第58条の9まで、第58条の11若しくは第58条の11の2の規定に違反する行為又は法第58条の12第1号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第58条の6若しくは第58条の10の規定に違反する行為又は法第58条の12第2号に掲げる行為があつたものを除く。)」と規定されているのは、上述の考え方を確認的に明示しているものである。当然ながら、訪問販売取引等で不当な行為があつた場合も、過去の取引実績とは認められない。

ここで、「限り」と「除く」を使い分けているのは、立証負担についての在り方を条項ごとに区別するためである。つまり、ある取引が法の適用除外となるか否か、すなわち、取引実績があることの立証負担は、各条項の適用がなされないことを主張する購入業者側が負うのが原則であり、例えば法第58条の7、第58条の8の書面を交付したことを購入業者が証明することは可能であるため、その立証責任は購入業者側にあるものとしており、「限り」より前において規定している行為等については、原則どおり、購入業者が立証負担を負うこととなる。他方で、「限り」より後において規定しているものについては、例えば、法第58条の10第1項の不実告知があつた旨などは性質上売買契約の相手方が立証するものであることから、そのようなものについては相手方が立証責任を負うこととしたものである。

(ロ) 政令第16条の3第2号及び第3号の「当該購入の事業に関する取引」について

当該購入業者が業として営む購入の事業に関する取引のことであり、購入業者が業として営む事業に関係のない取引、例えば、貴金属買取業者が過去に行った不動産取引は本号の取引とは認められない。

(ハ) 政令第16条の3第3号の「継続的取引関係にある」について

政令第16条の3の各類型は、通常売買契約の相手方の利益を損なうお

それがないと認められる取引類型であり、そもそも日常生活の中に支障なく定着していることが求められる。店舗購入以外の類型を掲げる本号にあつては、「継続的取引関係にある」との要件により、かかる要請を担保しているところ、日常生活の中に支障なく定着しているとは言えない取引関係は、この類型から排除されると解されるべきである。したがって、例えば冷静に検討する時間も与えられずに次々と短期間に貴金属を売却する契約を結ばされるような場合、「継続的取引関係にある」とは認められない。

(二) 政令第16条の3第4号について

① 「通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合として主務省令で定める場合」について

省令第56条に規定する「売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合」である。「退去することとしている」とは、いつかは退去する、というような曖昧な予定ではなく、相手方が住居の中にある物品全体について要・不要の判断を既に行っていると考える期間内、例えば購入業者に電話で取引の誘引があった日から2週間程度の後には退去する予定である場合がこれに該当するといえる。

② 「取引を誘引すること」について

売買契約の相手方の方から、購入業者に対して「引越しを予定しており、家財を処分しようと思うので自宅に査定に来て欲しい」と電話がかかってくる等、相手方から主体的に購入業者へ訪問購入に関する連絡があれば、これに該当するといえる。

第5章の3（差止請求権）関係（略）

第6章（雑則）関係

1 （略）

第5章の2（差止請求権）関係（略）

第6章（雑則）関係

1 （略）

## 2 法第60条（主務大臣に対する申出）関係

(1) 「何人も」とは、直接の利害関係者に限らず、また、個人、法人、団体を問わず、誰でも申出ができる趣旨である。

(2) 「申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる」について申出の具体的手続は、省令第57条において定められており、主務大臣に対して申出をしようとする者は、様式第7に定められた申出書を提出しなければならない。この申出書には、申し出を行う者の押印が必要である。

(イ) 「申出に係る取引の態様」には、訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引又は訪問購入に係る取引のいずれの取引についての申出かを記載する。

(ロ) (略)

(ハ) 「その他参考となる事項」としては、個別のケースにより異なるが、例えば、受領した広告物や契約書その他の書面、同様の被害を受けた者の証言等の他、消費生活センター等の意見等が考えられる。

申出先は、法第67条に規定する主務大臣であるところ、実際の運用としては主に消費者庁長官及びその権限を委任された経済産業局長に対し申し出がなされることとなる。このうち、訪問販売に係る取引、通信販売に係る取引、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入に係る取引に係る申出については、法第68条及び政令第19条に基づき、実際に当該取引が行われている地域の都道府県知事に申し出ることとなる。

(3) 「必要な調査」について

申出の趣旨に係るような事実があったかどうかについて、関係当事者（販売業者、役務提供事業者、通信販売電子メール広告受託事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者、業務提供誘引販売取引を行う者、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託

## 2 法第60条（主務大臣に対する申出）関係

(1) 「何人も」とは、直接の利害関係者に限らず、また、個人、法人、団体を問わず、誰でも申出ができる趣旨である。

(2) 「申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる」について申出の具体的手続は、省令第47条において定められており、主務大臣に対して申出をしようとする者は、様式第5に定められた申出書を提出しなければならない。この申出書には、申し出を行う者の押印が必要である。

(イ) 「申出に係る取引の態様」には、訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引 又は業務提供誘引販売取引のいずれの取引についての申出かを記載する。

(ロ) (略)

(ハ) 「その他参考となる事項」としては、個別のケースにより異なるが、例えば、受領した広告物や契約書その他の書面、同様の被害を受けた者の証言等の他、消費生活センター等の意見等が考えられる。

申出先は、法第67条に規定する主務大臣であるところ、実際の運用としては主に消費者庁長官及びその権限を委任された経済産業局長に対し申し出がなされることとなる。このうち、訪問販売に係る取引、通信販売に係る取引、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引 及び業務提供誘引販売取引に係る申出については、法第68条及び政令第19条に基づき、実際に当該取引が行われている地域の都道府県知事に申し出ることとなる。

(3) 「必要な調査」について

申出の趣旨に係るような事実があったかどうかについて、関係当事者（販売業者、役務提供事業者、通信販売電子メール広告受託事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者、業務提供誘引販売取引を行う者、業務提供誘引販売取引電子メール

事業者、購入業者、密接関係者、消費者等) から事情を聴取し、あるいは、法第66条の報告徴収、立入検査等を行うことである。

(4) (略)

### 3 法第66条(報告及び立入検査)関係

#### (1) 法第66条第2項の解釈について

法第66条第2項は、販売業者等以外の密接関係者について規定している。

政令第17条の2の「販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客(電話勧誘顧客を含む。)若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方、業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」とは、購入者等が契約を締結する場合の意思形成に対して重大な影響を及ぼす事項であつて、当該契約に関連のある事項であれば足りる。

「告げ、又は表示する者」とは、例えば、特定商取引に関する契約の締結について勧誘を行う者、顧客に対し売買契約等の締結を必要とする事情があると告げ、又は表示する者、売買契約等の対象となる商品についてその性能、品質等について告げ、又は表示する者、売買契約等の締結を条件に何らかの利益を提供することを告げ、または表示する者等が該当する。

(2)・(3) (略)

ル広告受託事業者、密接関係者、消費者等) から事情を聴取し、あるいは、法第66条の報告徴収、立入検査等を行うことである。

(4) (略)

### 3 法第66条(報告及び立入検査)関係

#### (1) 法第66条第2項の解釈について

法第66条第2項は、販売業者等以外の密接関係者について規定している。

政令第17条の2の「販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客(電話勧誘顧客を含む。)若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」とは、購入者等が契約を締結する場合の意思形成に対して重大な影響を及ぼす事項であつて、当該契約に関連のある事項であれば足りる。

「告げ、又は表示する者」とは、例えば、特定商取引に関する契約の締結について勧誘を行う者、顧客に対し売買契約等の締結を必要とする事情があると告げ、又は表示する者、売買契約等の対象となる商品についてその性能、品質等について告げ、又は表示する者、売買契約等の締結を条件に何らかの利益を提供することを告げ、または表示する者等が該当する。

(2)・(3) (略)